

## 松戸駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置要綱

### (名称)

第1条 この会は、松戸駅周辺帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、災害等が発生した場合における公共交通機関の運行の停止又は遅延により、松戸駅周辺において帰宅が困難となる者、又はやむを得ず当該地域から徒歩により帰宅する者（以下「帰宅困難者等」という。）に対して、必要な支援を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 協議会の構成員間の緊急連絡体制に関する事
- (2) 帰宅困難者等への情報提供内容に関する事
- (3) 松戸駅周辺における一時滞在者施設に関する事
- (4) 帰宅困難者等の安全に配慮した誘導に関する事
- (5) 帰宅困難者等の発生抑制に関する事
- (6) 徒歩により帰宅するためのルート及びマップに関する事
- (7) 帰宅困難者等の対策訓練に関する事
- (8) その他協議会が必要と認める事項についての調査、研究又は実施に関する事

### (構成)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、協議会に参加を表明した者をもって構成する。

- (1) 公共交通機関
- (2) 松戸駅周辺に所在又は当該地域に係る以下の者
  - ア 大規模集客施設事業者
  - イ 民間事業者（アに掲げる者は除く）
  - ウ 大学又はその他の学校
- (3) 自衛隊
- (4) 千葉県
- (5) 警察機関
- (6) 消防機関
- (7) 松戸市

(8) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

(役員を選任方法)

第6条 会長及び副会長は、協議会で選任する。

(役員職務)

第7条 会長は協議会を代表し、協議会の事業を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 第1項の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第9条 協議会の円滑な運営を補助し、実務的な課題を検討するため、協議会に幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、協議会構成員又は協議会構成員の指名を受けた者をもって組織する。なお、協議会の会長は、幹事会の議事が円滑に進むように幹事長を指名することができる。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見等を求めることができる。

4 幹事会は、特定な議題について検討するため、ワーキンググループを設置することができる

5 その他の幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(ワーキンググループ)

第10条 ワーキンググループの構成については、幹事長が定める。

2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(事務局)

第 1 1 条 協議会の事務を処理するため、松戸市総務部危機管理課に事務局を置く。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めのない事項については、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 2 5 年 7 月 3 0 日から施行する。